

令和 3 年 度

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課



# 目 次

## 令和3年度賃金等労働条件実態調査

1 調査の内容 .....	1
2 主な用語の説明 .....	2

## 調査結果の概要

1 調査・集計対象 .....	3
2 初任給 .....	3
3 賃金 .....	3
4 年間の休日・休暇 .....	4
5 所定外労働時間について .....	4
6 育児休業制度 .....	4
7 子の看護休暇制度 .....	5
8 介護休業制度及び介護休暇制度 .....	5
9 高年齢者の雇用について .....	6
10 兼業・副業について .....	6
11 テレワークについて .....	6
12 職場におけるパワハラ、セクハラの防止について .....	6
統計表 .....	7
調査票 .....	25



# 令和3年度賃金等労働条件実態調査

## 1 調査の内容

### (1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

### (2) 調査の時期

令和3年7月31日現在

### (3) 調査の対象

日本産業分類(平成19年11月改定)による次に掲げる産業のうち、県内に所在する常用労働者10人以上を雇用する1,400事業所。

なお、調査対象事業所は総務省の経済センサス母集団情報(令和元年次フレーム)を参考として、産業別(一部中分類)・規模別・地域別に無作為に抽出した。

- ア 鉱業、採石業、砂利採取業
- イ 建設業
- ウ 製造業
- エ 電気・ガス・熱供給・水道業
- オ 情報通信業
- カ 運輸業、郵便業
- キ 卸売業、小売業
- ク 金融業、保険業
- ケ 不動産業、物品賃貸業
- コ 学術研究、専門・技術サービス業
- サ 宿泊業、飲食サービス業
- シ 生活関連サービス業、娯楽業〈家事サービス業を除く。〉
- ス 教育、学習支援業
- セ 医療、福祉
- ソ 複合サービス事業
- タ サービス業(他に分類されないもの)〈外国公務を除く。〉

### (4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 737事業所(回収率52.6%) 調査票…別掲 調査方法…郵送調査

※上記の中には一部の調査項目について未回答の事業所が含まれるため、統計表の事業所数と一致しない場合がある。

### (5) 調査項目

- ① 新規学卒者の初任給……令和3年の新規学卒者学歴別初任給
  - 高 校 卒……事務系・生産職別 ※中学卒含む
  - 高専・短大卒……事務系・技術職別
  - 大 学 卒……事務系・技術職別
  - 大 学 院 卒……事務系・技術職別
- ② 賃金
- ③ 労働時間、休日・休暇

- ④ 育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇制度
- ⑤ 高年齢者雇用
- ⑥ 兼業・副業、テレワーク、職場におけるパワハラ・セクハラの防止

## 2 主な用語の説明

### (1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

### (2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模をⅠ～Ⅴに分類した。

Ⅰ規模 …… 10人～29人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅱ規模 …… 30人～49人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅲ規模 …… 50人～99人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅳ規模 …… 100人～299人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅴ規模 …… 300人以上の常用労働者を雇用する企業

※ 常用労働者 …… 期間を定めずに雇用されている労働者

### (3) 初任給

新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

### (4) 賃金

賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

### (5) 統計表の符号について

[ - ] …… 該当のないもの      [ 0 ] …… 単位未満の数字

### (6) その他

調査対象事業所の抽出については、総務省の経済センサス母集団情報（令和元年次フレーム）を参考として無作為に抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

# 調査結果の概要

## 1 調査・集計対象〔第1表、第2表〕

- (1)経済センサスの対象事業所から規模別、業種別、地域別の割合を考慮しながら調査対象事業所を抽出した。
- (2)集計対象調査票回収数は737事業所(回収率52.6%)であった。
- (3)集計の対象となった常用労働者数は、32,770人であった。

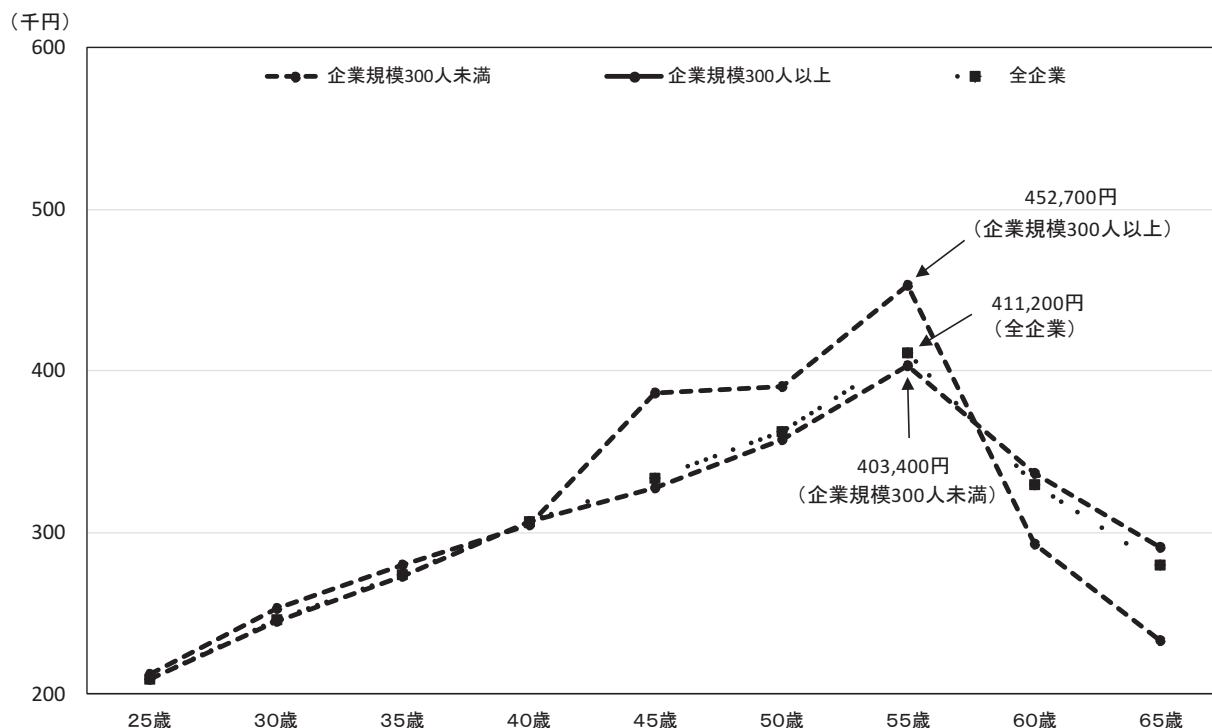
## 2 初任給〔第3表〕

全産業で見ると、平均で高校卒業者（中学校卒含む）の事務職等は169,700円、生産職は172,300円、短大・高専卒業者の事務職等は176,700円、技術職は181,600円、大学卒業者の事務職等は190,500円、技術職は195,800円、大学院卒業者の事務職等は197,900円、技術職は203,500円となった。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

## 3 賃金〔第4表、第5表、第6表〕

大卒正社員の年齢別平均賃金（全産業）について、55歳に賃金のピーク（[図1]矢印の箇所）がある事業所が多い。企業規模別の賃金カーブは図1のとおり。

【図1】大卒正社員の年齢別平均賃金（企業規模別）

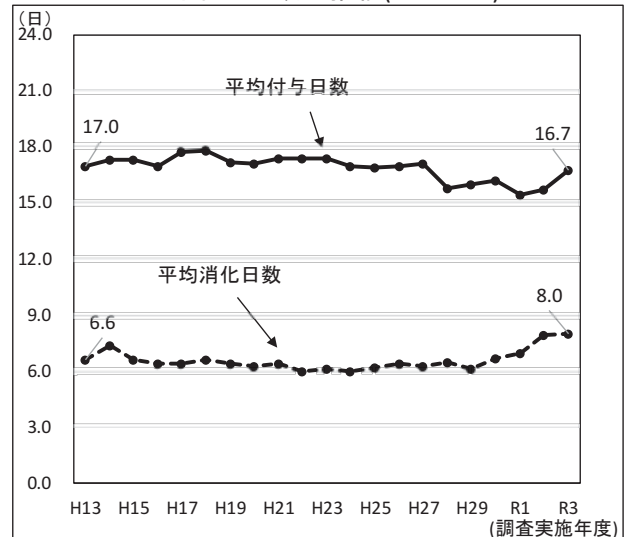


#### 4 年間の休日・休暇〔第7表、第9表〕

年間の休日日数は、全産業・全規模の平均で 107.7 日、年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均 16.7 日、消化日数は平均 8.0 日であった。

- (1) 年間の平均休日日数は、全産業・全規模で 107.7 日であり、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70 日未満」の事業所は全体の 3.1%、「70～79 日」は 2.2%、「80～89 日」は 6.3%、「90～99 日」は 11.3%、「100～109 日」は 30.3%、「110～119 日」は 18.1%、「120 日以上」は 28.8%であった。
- (2) 年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均で 16.7 日であり、年次有給休暇の一人あたり消化日数は平均で 8.0 日となっている。(図 2)

【図2】有給休暇の一人あたり平均付与日数と平均消化日数の推移(H13～R3)



#### 5 所定外労働時間について〔第8表〕

時間外労働に労働協定(36 協定)を締結している事業所は 91.4%であった。

時間外労働について、労働協定(36 協定)を締結している事業所数は、658 事業所(91.4%)となっている。(特別条項付きの 36 協定を締結している事業所含む) また、特別条項付きの労働協定を定めている事業所のうち、1 カ月の特別延長時間では、「500 超～720 時間」が 71.8%と最も高かった。

#### 6 育児休業制度〔第10表、第11表、第12表、第13表〕

- ※ 育児休業制度は、労働者の申し出により、子が 1 歳に達するまでの間休業できる制度(一定の場合には、子が 2 歳に達するまでの間、取得することができる)
- ※ 出産または配偶者が出産した人数および育児休業の取得者数については令和 2 年度の状況を集計したもの

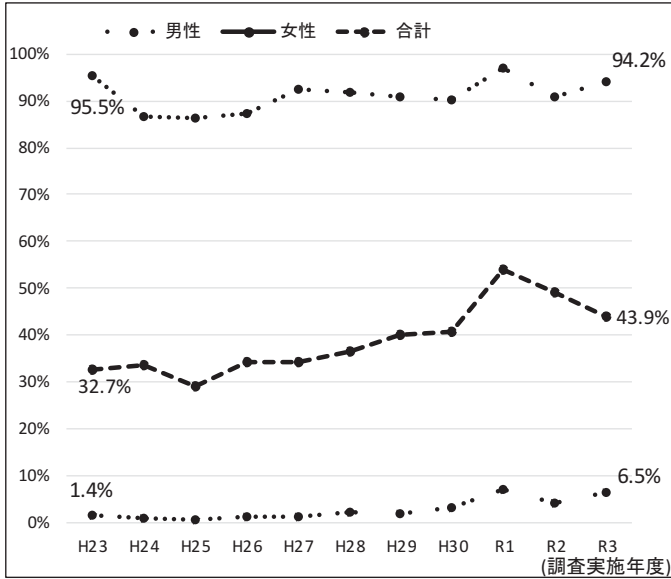
育児休業制度について、82.7%の事業所が就業規則等で規定しており、育児休業の取得率は、女性が 94.2%、男性は 6.5%となった。また、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定している事業所は 68.1%、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定している事業所は 70.9%であった。

育児休業制度を就業規則等で規定しているのは、591 事業所(82.7%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数 101 人以上は 98.0%、従業員数 100 人以下は 81.5%であった。

また、集計対象事業所において、令和元年度に出産または配偶者が出産した人は 1,202 人、うち令和 3 年 3 月 31 日までに育児休業を取得した人は 528 人、取得率は 43.9%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は 689 人で、そのうち育児休業を取得した人は 45 人、取得率は 6.5%、女性では出産した人が 513 人で、そのうち育児休業を取得した人は 483 人、取得率は 94.2%であった。



【図3】男女別育児休業取得率の推移(H23～R3)



育児を行う方のために設けられている育児休業以外の措置についてみると、育児のための所定外労働の免除を就業規則等で規定しているのは474事業所(68.1%)、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定しているのは496事業所(70.9%)となった。

## 7 子の看護休暇制度〔第14表、第15表〕

※ 子の看護休暇制度は、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために取得することができる制度

子の看護休暇制度について、69.1%の事業所が就業規則等で規定している。

子の看護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、489事業所(69.1%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は96.0%、従業員数100人以下は67.0%であった。

### 子の看護休暇制度の導入企業の推移

調査実施年度	R1	R2	R3
子の看護休暇制度の導入企業(%)	59.9	66.8	69.1

※制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業です。

## 8 介護休業制度及び介護休暇制度〔第16表〕

※ 介護休業制度とは、労働者の申し出により、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回休業することができる制度(期間は通算して93日まで)。介護休暇制度とは、要介護状態にある家族の世話をを行うための短期の休暇制度(対象となる家族が1人...年5日、2人以上...年10日)

介護休業・休暇制度については80.4%の事業所が就業規則等で規定している。

(1)介護休業制度及び介護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、578事業所(80.4%)であり、これを企業規模別の割合で見ると従業員数101人以上は98.0%、従業員数100人以下は79.1%であった。

### 介護休業及び介護休暇制度の導入企業

調査実施年度	R1	R2	R3
介護休業・休暇制度の導入企業(%)	72.6	77.8	80.4

※制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業

## 9 高齢者の雇用について〔第17表〕

65歳以上を雇用している事業所は、全体の67.2%（495事業所）であり、雇用形態としては「パート・アルバイト」が最も多い。

高齢者雇用制度を設けている事業所数は、495事業所(67.2%)で雇用形態としては、「パート・アルバイト」が282事業所(57.0%)で最も多く、次いで「正社員」が217事業所(43.8%)となっている。

## 10 兼業・副業について〔第18表〕

従業員に対し、兼業・副業を認める制度を設けている事業所は全体の15.1%（108事業所）であった。

設けている理由としては「従業員の所得増加の支援」が67.6%と最も高く、認めている条件としては「業務に支障が生じない」が91.7%と最も高くなっている。

## 11 テレワークについて〔第19表〕

令和2年度中にテレワークを実施した事業所は全体の24.4%（175事業所）であった。

実施した理由としては「新型コロナ対策で、従業員間の接触をできるだけ回避するため」が95.4%と最も高く、実施していない理由では「テレワークを導入する業務が少ない、もしくは無いため」が85.1%と最も高くなっている。

## 12 職場におけるパワハラ、セクハラ防止について〔第20表〕

取り組んでいる内容としては「パワハラ、セクハラ行為者に対する対処方針を就業規則等に明記」が46.3%と最も高い結果となり、次いで「従業員に対する相談窓口の設置」が38.3%、「パワハラ、セクハラの内容、これらを行ってはいけない旨などの方針の策定」が37.7%となっている。

# 統 計 表

第1表 集計対象事業所

( )は%

産業別	規模別 全規模 (総数)	小計 10~299人	I~IV(10~299人)規模				V規模 300人以上
			I 10~29人	II 30~49人	III 50~99人	IV 100~299人	
全産業	737 (100.0)	726 (98.5)	485 (65.8)	110 (14.9)	87 (11.8)	44 (6.0)	11 (1.5)
鉱業，採石業， 砂利採取業	1 (0.1)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	60 (8.1)	60 (8.1)	50 (6.8)	7 (0.9)	1 (0.1)	2 (0.3)	0 (0.0)
製造業	129 (17.5)	125 (17.0)	77 (10.4)	24 (3.3)	15 (2.0)	9 (1.2)	4 (0.5)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	13 (1.8)	13 (1.8)	6 (0.8)	3 (0.4)	4 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業，郵便業	30 (4.1)	30 (4.1)	20 (2.7)	6 (0.8)	2 (0.3)	2 (0.3)	0 (0.0)
卸売業，小売業	183 (24.8)	182 (24.7)	129 (17.5)	25 (3.4)	19 (2.6)	9 (1.2)	1 (0.1)
金融業，保険業	23 (3.1)	23 (3.1)	17 (2.3)	0 (0.0)	6 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
不動産業， 物品賃貸業	6 (0.8)	6 (0.8)	6 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
学術研究，専門・ 技術サービス業	17 (2.3)	17 (2.3)	12 (1.6)	4 (0.5)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)
宿泊業，飲食 サービス業	59 (8.0)	58 (7.9)	44 (6.0)	7 (0.9)	3 (0.4)	4 (0.5)	1 (0.1)
生活関連サービス 業，娯楽業	27 (3.7)	27 (3.7)	19 (2.6)	3 (0.4)	5 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育，学習支援業	25 (3.4)	24 (3.3)	15 (2.0)	2 (0.3)	6 (0.8)	1 (0.1)	1 (0.1)
医療，福祉	97 (13.2)	96 (13.0)	59 (8.0)	19 (2.6)	13 (1.8)	5 (0.7)	1 (0.1)
複合サービス事業	13 (1.8)	13 (1.8)	4 (0.5)	3 (0.4)	4 (0.5)	2 (0.3)	0 (0.0)
サービス業(他に分 類されないもの)	53 (7.2)	50 (6.8)	26 (3.5)	6 (0.8)	9 (1.2)	9 (1.2)	3 (0.4)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第2表 集計対象労働者

( )は%

産業別 規模別	全規模 (総数)	I～IV(10～299人)規模					V規模 300人以上
		小計 10～299人	I 10～29人	II 30～49人	III 50～99人	IV 100～299人	
全産業	32,770 (100.0)	25,301 (77.2)	8,249 (25.2)	4,101 (12.5)	6,147 (18.8)	6,804 (20.8)	7,469 (22.8)
鉱業，採石業， 砂利採取業	10 (0.0)	10 (0.0)	10 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	1,387 (4.2)	1,387 (4.2)	802 (2.4)	251 (0.8)	51 (0.2)	283 (0.9)	0 (0.0)
製造業	9,174 (28.0)	5,002 (15.3)	1,381 (4.2)	896 (2.7)	1,073 (3.3)	1,652 (5.0)	4,172 (12.7)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	34 (0.1)	34 (0.1)	0 (0.0)	34 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
情報通信業	503 (1.5)	503 (1.5)	100 (0.3)	101 (0.3)	302 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸業，郵便業	972 (3.0)	972 (3.0)	335 (1.0)	241 (0.7)	127 (0.4)	269 (0.8)	0 (0.0)
卸売業，小売業	6,089 (18.6)	5,736 (17.5)	2,200 (6.7)	916 (2.8)	1,307 (4.0)	1,313 (4.0)	353 (1.1)
金融業，保険業	648 (2.0)	648 (2.0)	269 (0.8)	0 (0.0)	379 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
不動産業， 物品賃貸業	121 (0.4)	121 (0.4)	121 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
学術研究，専門・ 技術サービス業	454 (1.4)	454 (1.4)	189 (0.6)	151 (0.5)	0 (0.0)	114 (0.3)	0 (0.0)
宿泊業，飲食 サービス業	2,054 (6.3)	1,744 (5.3)	642 (2.0)	263 (0.8)	229 (0.7)	610 (1.9)	310 (0.9)
生活関連サービス 業，娯楽業	778 (2.4)	778 (2.4)	364 (1.1)	103 (0.3)	311 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
教育，学習支援業	1,550 (4.7)	885 (2.7)	224 (0.7)	60 (0.2)	464 (1.4)	137 (0.4)	665 (2.0)
医療，福祉	3,941 (12.0)	3,627 (11.1)	1,118 (3.4)	730 (2.2)	1,001 (3.1)	778 (2.4)	314 (1.0)
複合サービス事業	980 (3.0)	980 (3.0)	101 (0.3)	130 (0.4)	324 (1.0)	425 (1.3)	0 (0.0)
サービス業(他に分 類されないもの)	4,075 (12.4)	2,420 (7.4)	393 (1.2)	225 (0.7)	579 (1.8)	1,223 (3.7)	1,655 (5.1)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第3表 学歴・職種別の初任給平均金額(産業別・全規模)

産業別	学歴別	高 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒	
		管理・事務・販売	生産・技術等	管理・事務・販売	生産・技術等
全 産 業		(円) 169,700	(円) 172,300	(円) 176,700	(円) 181,600
鉱業，採石業，砂利採取業		-	-	-	-
建設業		186,400	191,000	196,900	204,900
製造業		167,900	168,000	176,300	180,900
卸売業，小売業		173,300	175,300	181,700	186,700
金融業，保険業		162,500	165,700	173,900	178,200
運輸業，郵便業		177,400	165,200	180,500	177,300
電気・ガス・熱供給・水道業		167,000	175,000	-	-
情報通信業		169,000	164,000	186,900	189,600
不動産業，物品賃貸業		159,300	177,700	158,000	182,900
学術研究，専門・技術サービス業		162,500	170,000	173,200	180,600
宿泊業，飲食サービス業		176,200	183,000	177,600	169,500
生活関連サービス業，娯楽業		170,500	163,000	180,400	180,500
教育，学習支援業		154,400	163,300	164,800	176,000
医療，福祉		159,800	162,700	168,700	172,400
複合サービス事業		152,900	148,000	163,600	158,200
サービス業 (他に分類されないもの)		170,300	170,800	165,700	174,600

大 学 卒		大 学 院 卒	
管理・事務・販売	生産・技術等	管理・事務・販売	生産・技術等
(円) 190,500	(円) 195,800	(円) 197,900	(円) 203,500
-	-	-	-
217,700	215,600	224,300	214,600
195,500	198,100	204,100	210,400
196,500	199,200	201,800	204,400
196,100	-	220,100	-
175,900	193,200	183,300	202,800
-	-	-	-
199,900	207,700	201,200	204,600
172,100	186,700	-	183,400
188,800	196,000	200,900	209,500
176,300	183,300	171,400	185,100
186,900	194,000	199,500	162,000
181,700	192,200	191,800	214,000
175,200	184,100	179,100	187,500
177,200	173,700	184,100	175,000
180,900	184,900	173,800	185,500

※百円未満は切り上げています。「-」は、データが全くなかったものです。

学歴・職種・男女別ポイント賃金

第4表 全産業・全規模

学歴別 男女別 年齢別 (歳)	高 校 卒				短 大 ・ 高 専 卒			
	管理・事務・販売		生産・技術等		管理・事務・販売		生産・技術等	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
25	204,700	192,200	208,200	183,600	203,500	195,000	214,600	196,700
30	228,400	195,300	234,800	202,200	224,100	204,500	233,400	228,100
35	275,600	201,300	258,500	202,100	267,100	228,300	265,800	248,100
40	288,700	213,800	277,100	210,100	283,100	233,800	281,800	269,800
45	302,200	240,800	294,500	218,500	338,900	260,700	306,800	266,100
50	334,300	238,400	296,300	225,900	383,200	277,800	327,600	287,900
55	353,800	264,900	303,500	215,700	406,300	301,900	340,500	273,400
60	294,200	235,700	258,200	208,400	306,000	238,300	276,500	245,800
65	240,500	256,300	205,500	189,900	283,400	222,400	317,400	235,600

第5表 全産業・I～IV規模(10人～299人)

25	205,200	192,400	207,300	180,100	204,300	196,600	212,200	189,500
30	229,700	194,500	233,900	196,100	223,900	204,500	228,500	219,300
35	275,600	199,800	255,800	195,200	259,800	226,900	262,800	236,500
40	288,700	212,800	274,900	202,100	284,500	233,900	270,000	255,400
45	302,200	240,800	293,000	212,800	333,900	259,300	299,200	248,600
50	331,800	237,600	292,900	216,200	384,700	278,400	315,700	266,800
55	343,800	266,100	300,500	201,500	413,400	301,100	336,100	251,600
60	296,700	234,100	261,600	214,400	326,900	239,100	275,900	235,700
65	251,900	256,300	208,400	189,900	283,400	222,400	317,400	235,600

第6表 全産業・V規模(300人以上)

25	183,000	187,500	222,000	208,000	189,400	187,200	229,500	240,100
30	184,800	212,200	247,000	241,800	224,600	204,400	280,500	280,500
35	-	216,200	315,400	257,600	322,200	237,300	287,200	302,000
40	-	238,700	328,800	274,100	271,500	232,300	380,100	356,200
45	-	240,700	319,800	273,600	386,700	277,300	377,400	365,300
50	377,400	251,300	346,800	293,500	371,900	270,700	536,400	358,400
55	545,000	223,000	336,600	306,000	363,900	306,900	420,700	331,700
60	202,000	246,600	222,400	190,400	201,100	234,800	278,100	286,000
65	115,200	-	153,600	-	-	-	-	-

※「-」は、データが全くなかったものです。



大 学 卒				大 学 院 卒			
管理・事務・販売		生産・技術等		管理・事務・販売		生産・技術等	
男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
213,000	200,700	212,200	211,700	224,700	220,000	227,600	233,500
254,300	222,500	263,300	242,700	237,500	279,700	258,800	271,300
279,300	253,000	280,000	272,700	267,600	286,200	316,900	391,700
328,100	254,600	313,400	314,900	402,100	248,000	366,000	369,400
361,400	294,000	333,800	280,100	438,200	252,000	463,700	398,200
383,100	294,200	348,700	381,000	380,900	556,300	508,900	435,000
431,900	256,400	435,300	410,000	395,800	-	401,900	528,700
347,700	272,300	321,000	324,200	360,300	359,600	483,500	251,100
290,300	235,600	224,900	594,500	396,600	-	309,300	-

213,400	200,900	210,700	208,700	220,000	220,000	219,000	220,000
252,000	223,100	263,300	237,600	239,500	-	252,200	240,000
279,100	253,800	277,800	261,500	292,600	286,200	305,500	-
332,200	255,300	303,400	294,200	367,100	248,000	342,700	348,600
357,600	286,400	324,200	263,200	438,200	252,000	451,200	381,700
383,900	281,300	328,800	373,400	380,900	556,300	559,700	435,700
434,700	256,900	402,100	404,600	395,800	-	476,700	636,700
213,400	200,900	252,000	223,100	220,000	220,000	239,500	-
296,000	235,600	237,800	594,500	396,600	-	426,500	-

208,200	198,900	219,100	222,400	229,400	-	239,100	247,000
277,600	218,800	263,000	271,100	231,600	279,700	273,400	302,600
281,800	249,200	287,900	295,000	242,500	-	342,600	391,700
296,500	252,400	361,600	346,000	472,000	-	398,600	410,900
413,700	352,600	397,500	355,900	-	-	503,600	447,700
376,700	346,000	418,500	434,200	-	-	458,100	434,200
410,500	252,100	541,300	420,700	-	-	327,000	420,700
333,000	201,100	282,800	306,900	-	-	251,100	251,100
263,400	-	186,000	-	-	-	192,000	-

第7表 年間の休日日数

産業別	日数別	合計			70日未満			70～79日		
				平均日数			平均日数			平均日数
全産業	(事業所)	684	(100)	107.7	21	(3.1)	46.4	15	(2.2)	73.9
	(適用労働者)	30,948	(100)	112.2	445	(1.4)	45.1	376	(1.2)	73.2
鉱業，採石業，砂利採取業	(事業所)	1	(100)	88.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	10	(100)	88.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
建設業	(事業所)	56	(100)	101.1	1	(1.8)	41.0	3	(5.4)	74.0
	(適用労働者)	1,308	(100)	105.1	19	(1.5)	41.0	44	(3.4)	74.2
製造業	(事業所)	126	(100)	109.6	-	(0.0)	-	1	(0.8)	70.0
	(適用労働者)	9,132	(100)	117.3	-	(0.0)	-	52	(0.6)	70.0
繊維関係	(事業所)	17	(100)	101.9	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	426	(100)	100.7	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
機械金属・電気電子関係	(事業所)	65	(100)	113.8	-	(0.0)	-	1	(1.5)	70.0
	(適用労働者)	7,501	(100)	120.0	-	(0.0)	-	52	(0.7)	70.0
その他	(事業所)	44	(100)	106.3	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	1,205	(100)	106.5	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
電気・ガス・熱供給・水道業	(事業所)	1	(100)	104.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	34	(100)	104.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
情報通信業	(事業所)	13	(100)	120.1	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	503	(100)	121.8	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
運輸業，郵便業	(事業所)	30	(100)	102.0	2	(6.7)	55.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	972	(100)	102.2	34	(3.5)	53.5	-	(0.0)	-
卸売業，小売業	(事業所)	170	(100)	108.7	1	(0.6)	12.0	3	(1.8)	76.0
	(適用労働者)	5,864	(100)	110.7	43	(0.7)	12.0	41	(0.7)	76.4
金融業，保険業	(事業所)	21	(100)	116.5	1	(4.8)	25.5	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	609	(100)	118.5	21	(3.4)	25.5	-	(0.0)	-
不動産業，物品賃貸業	(事業所)	6	(100)	117.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	121	(100)	118.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
学術研究，専門・技術サービス業	(事業所)	16	(100)	116.4	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	443	(100)	118.7	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
宿泊業，飲食サービス業	(事業所)	48	(100)	96.4	6	(12.5)	57.3	3	(6.3)	74.0
	(適用労働者)	1,526	(100)	96.5	100	(6.6)	58.4	62	(4.1)	73.0
生活関連サービス業，娯楽業	(事業所)	22	(100)	102.8	1	(4.5)	60.0	1	(4.5)	72.0
	(適用労働者)	693	(100)	103.5	25	(3.6)	60.0	20	(2.9)	72.0
教育，学習支援業	(事業所)	24	(100)	111.3	2	(8.3)	59.5	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	1,540	(100)	108.4	38	(2.5)	56.0	-	(0.0)	-
医療，福祉	(事業所)	91	(100)	107.8	5	(5.5)	35.8	3	(3.3)	74.0
	(適用労働者)	3,702	(100)	109.4	116	(3.1)	38.6	147	(4.0)	73.5
複合サービス事業	(事業所)	13	(100)	109.7	1	(7.7)	58.0	-	(0.0)	-
	(適用労働者)	980	(100)	113.3	38	(3.9)	58.0	-	(0.0)	-
サービス業 (他に分類されないもの)	(事業所)	46	(100)	111.7	1	(2.2)	25.0	1	(2.2)	72.0
	(適用労働者)	3,511	(100)	116.4	11	(0.3)	25.0	10	(0.3)	72.0

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。※「-」は、データが全くなかったものです。

( )は%

80～89日		平均 日数	90～99日		平均 日数	100～109日		平均 日数	110～119日		平均 日数	120日以上		平均 日数
43	(6.3)	86.2	77	(11.3)	95.1	207	(30.3)	105.1	124	(18.1)	113.3	197	(28.8)	125.8
1053	(3.4)	86.0	2524	(8.2)	96.3	7458	(24.1)	105.3	5922	(19.1)	114.0	13170	(42.6)	123.8
1	(100.0)	88.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
10	(100.0)	88.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
11	(19.6)	87.4	12	(21.4)	96.0	12	(21.4)	103.4	7	(12.5)	115.4	10	(17.9)	123.5
161	(12.3)	87.4	244	(18.7)	96.5	264	(20.2)	103.6	352	(26.9)	116.1	224	(17.1)	123.2
4	(3.2)	86.6	22	(17.5)	94.5	45	(35.7)	104.5	30	(23.8)	113.6	24	(19.0)	133.3
68	(0.7)	86.3	479	(5.2)	94.0	1,477	(16.2)	104.6	2,244	(24.6)	115.9	4,812	(52.7)	125.1
2	(11.8)	86.3	4	(23.5)	90.8	8	(47.1)	105.4	2	(11.8)	112.5	1	(5.9)	129.0
38	(8.9)	85.8	119	(27.9)	90.9	223	(52.3)	105.2	32	(7.5)	111.7	14	(3.3)	129.0
-	(0.0)	-	6	(9.2)	96.2	17	(26.2)	103.9	23	(35.4)	114.3	18	(27.7)	130.8
-	(0.0)	-	123	(1.6)	96.0	579	(7.7)	103.9	2,069	(27.6)	116.4	4,678	(62.4)	124.7
2	(4.5)	87.0	12	(27.3)	94.8	20	(45.5)	104.7	5	(11.4)	110.8	5	(11.4)	143.2
30	(2.5)	87.0	237	(19.7)	94.6	675	(56.0)	105.0	143	(11.9)	110.6	120	(10.0)	138.2
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	1	(100.0)	104.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	34	(100.0)	104.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	1	(7.7)	102.0	2	(15.4)	116.5	10	(76.9)	122.6
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	10	(2.0)	102.0	28	(5.6)	116.5	465	(92.4)	122.5
4	(13.3)	86.3	3	(10.0)	93.7	13	(43.3)	105.1	3	(10.0)	113.7	5	(16.7)	123.4
96	(9.9)	85.1	87	(9.0)	94.6	632	(65.0)	105.1	49	(5.0)	113.7	74	(7.6)	123.6
6	(3.5)	87.0	17	(10.0)	95.5	68	(40.0)	105.2	38	(22.4)	112.4	37	(21.8)	125.9
152	(2.6)	87.7	368	(6.3)	96.4	2,085	(35.6)	105.4	1,508	(25.7)	112.2	1,667	(28.4)	124.8
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	3	(14.3)	114.3	17	(81.0)	122.3
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	32	(5.3)	114.3	556	(91.3)	122.3
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	1	(16.7)	109.0	1	(16.7)	110.0	4	(66.7)	120.8
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	19	(15.7)	109.0	11	(9.1)	110.0	91	(75.2)	120.9
1	(6.3)	88.0	1	(6.3)	95.0	3	(18.8)	106.0	1	(6.3)	118.0	10	(62.5)	124.4
12	(2.7)	88.0	11	(2.5)	95.0	75	(16.9)	105.8	19	(4.3)	118.0	326	(73.6)	123.7
7	(14.6)	83.3	7	(14.6)	95.0	14	(29.2)	105.1	4	(8.3)	113.0	7	(14.6)	127.1
277	(18.2)	83.8	297	(19.5)	95.7	638	(41.8)	104.5	47	(3.1)	112.7	105	(6.9)	126.3
2	(9.1)	85.5	6	(27.3)	94.7	2	(9.1)	106.0	6	(27.3)	113.7	4	(18.2)	124.3
91	(13.1)	85.8	171	(24.7)	93.6	92	(13.3)	105.6	124	(17.9)	113.4	170	(24.5)	124.4
1	(4.2)	88.0	1	(4.2)	99.0	4	(16.7)	105.0	5	(20.8)	113.3	11	(45.8)	125.4
16	(1.0)	88.0	665	(43.2)	99.0	177	(11.5)	105.6	76	(4.9)	113.3	568	(36.9)	123.7
4	(4.4)	85.3	4	(4.4)	91.5	30	(33.0)	106.2	15	(16.5)	112.9	30	(33.0)	127.4
97	(2.6)	85.8	74	(2.0)	91.6	1,172	(31.7)	106.4	805	(21.7)	111.6	1,291	(34.9)	123.9
-	(0.0)	-	1	(7.7)	97.0	3	(23.1)	107.3	4	(30.8)	113.3	4	(30.8)	124.0
-	(0.0)	-	27	(2.8)	97.0	167	(17.0)	108.2	366	(37.3)	113.6	382	(39.0)	122.0
2	(4.3)	87.5	3	(6.5)	98.0	10	(21.7)	104.6	5	(10.9)	113.4	24	(52.2)	123.3
73	(2.1)	87.5	101	(2.9)	98.6	616	(17.5)	105.8	261	(7.4)	114.3	2,439	(69.5)	121.6

第8表 労働協定の締結、1年間の特別延長時間、令和2年度の時間外労働時間

制度別 産業別	労働協定(36協定)		特別条項付きの 労働協定(36協定)	1年間の特別延長時間
	締結している	締結していない	締結している	回答のあった事業所
全産業	462 ( 64.2 )	62 ( 8.6 )	196 ( 27.2 )	195 ( 100 )
鉱業、採石業、砂利採取業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( - )
建設業	41 ( 71.9 )	4 ( 7.0 )	12 ( 21.1 )	12 ( 100 )
製造業	66 ( 51.2 )	4 ( 3.1 )	59 ( 45.7 )	59 ( 100 )
電気・ガス・熱供給・水道業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( - )
情報通信業	3 ( 23.1 )	- ( 0.0 )	10 ( 76.9 )	10 ( 100 )
運輸業、郵便業	19 ( 63.3 )	- ( 0.0 )	11 ( 36.7 )	11 ( 100 )
卸売業、小売業	116 ( 64.1 )	21 ( 11.6 )	44 ( 24.3 )	44 ( 100 )
金融業、保険業	14 ( 66.7 )	1 ( 4.8 )	6 ( 28.6 )	6 ( 100 )
不動産業、物品賃貸業	4 ( 66.7 )	- ( 0.0 )	2 ( 33.3 )	2 ( 100 )
学術研究、専門・技術サービス業	12 ( 75.0 )	- ( 0.0 )	4 ( 25.0 )	4 ( 100 )
宿泊業、飲食サービス業	30 ( 53.6 )	17 ( 30.4 )	9 ( 16.1 )	8 ( 100 )
生活関連サービス業、娯楽業	20 ( 76.9 )	2 ( 7.7 )	4 ( 15.4 )	4 ( 100 )
教育、学習支援業	12 ( 50.0 )	6 ( 25.0 )	6 ( 25.0 )	6 ( 100 )
医療、福祉	84 ( 87.5 )	2 ( 2.1 )	10 ( 10.4 )	10 ( 100 )
複合サービス事業	6 ( 46.2 )	- ( 0.0 )	7 ( 53.8 )	7 ( 100 )
サービス業(他に分類されないもの)	33 ( 66.0 )	5 ( 10.0 )	12 ( 24.0 )	12 ( 100 )

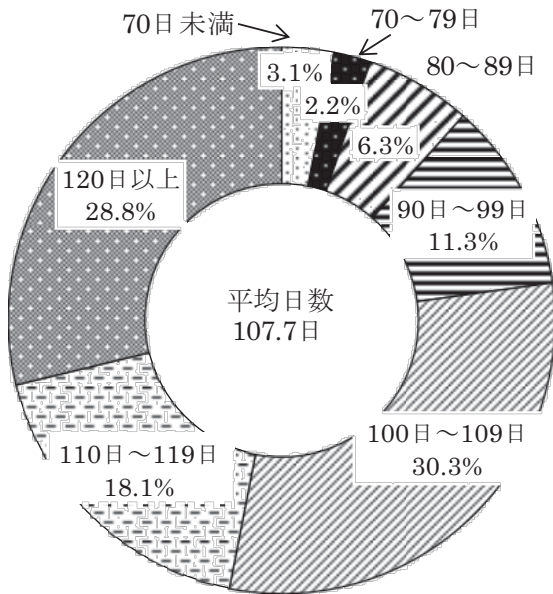
制度別 産業別	労働協定(36協定)		特別条項付きの 労働協定(36協定)	
	締結している	締結していない	締結している	
全産業	462 ( 64.2 )	62 ( 8.6 )	196 ( 27.2 )	657 ( 100 )
鉱業、採石業、砂利採取業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100 )
建設業	41 ( 71.9 )	4 ( 7.0 )	12 ( 21.1 )	50 ( 100 )
製造業	66 ( 51.2 )	4 ( 3.1 )	59 ( 45.7 )	120 ( 100 )
電気・ガス・熱供給・水道業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100 )
情報通信業	3 ( 23.1 )	- ( 0.0 )	10 ( 76.9 )	13 ( 100 )
運輸業、郵便業	19 ( 63.3 )	- ( 0.0 )	11 ( 36.7 )	28 ( 100 )
卸売業、小売業	116 ( 64.1 )	21 ( 11.6 )	44 ( 24.3 )	164 ( 100 )
金融業、保険業	14 ( 66.7 )	1 ( 4.8 )	6 ( 28.6 )	21 ( 100 )
不動産業、物品賃貸業	4 ( 66.7 )	- ( 0.0 )	2 ( 33.3 )	5 ( 100 )
学術研究、専門・技術サービス業	12 ( 75.0 )	- ( 0.0 )	4 ( 25.0 )	16 ( 100 )
宿泊業、飲食サービス業	30 ( 53.6 )	17 ( 30.4 )	9 ( 16.1 )	42 ( 100 )
生活関連サービス業、娯楽業	20 ( 76.9 )	2 ( 7.7 )	4 ( 15.4 )	24 ( 100 )
教育、学習支援業	12 ( 50.0 )	6 ( 25.0 )	6 ( 25.0 )	23 ( 100 )
医療、福祉	84 ( 87.5 )	2 ( 2.1 )	10 ( 10.4 )	90 ( 100 )
複合サービス事業	6 ( 46.2 )	- ( 0.0 )	7 ( 53.8 )	12 ( 100 )
サービス業(他に分類されないもの)	33 ( 66.0 )	5 ( 10.0 )	12 ( 24.0 )	47 ( 100 )

( )は%

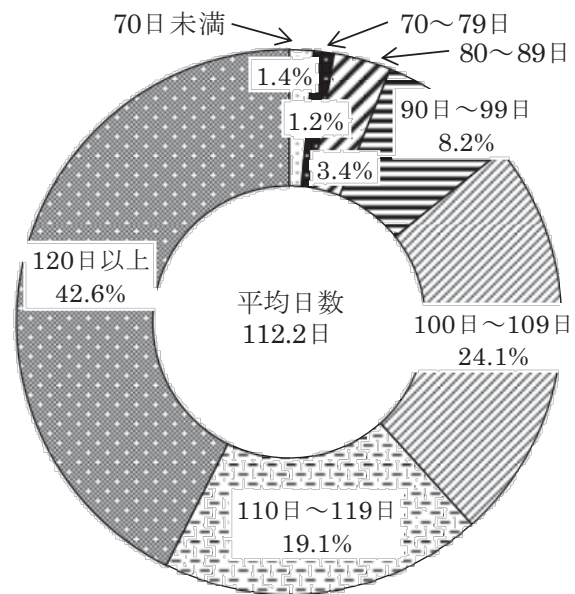
1カ月の特別延長時間				
360～500時間	500超～720時間	720時間超	定めていない	その他
30 ( 15.4 )	140 ( 71.8 )	14 ( 7.2 )	3 ( 1.5 )	8 ( 4.1 )
- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
1 ( 8.3 )	9 ( 75.0 )	2 ( 16.7 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
6 ( 10.2 )	46 ( 78.0 )	2 ( 3.4 )	2 ( 3.4 )	3 ( 5.1 )
- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
1 ( 10.0 )	7 ( 70.0 )	1 ( 10.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 10.0 )
2 ( 18.2 )	4 ( 36.4 )	5 ( 45.5 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
9 ( 20.5 )	33 ( 75.0 )	1 ( 2.3 )	- ( 0.0 )	1 ( 2.3 )
1 ( 16.7 )	5 ( 83.3 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
1 ( 50.0 )	1 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
1 ( 25.0 )	3 ( 75.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
3 ( 37.5 )	4 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 12.5 )	- ( 0.0 )
1 ( 25.0 )	2 ( 50.0 )	1 ( 25.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
2 ( 33.3 )	1 ( 16.7 )	1 ( 16.7 )	- ( 0.0 )	2 ( 33.3 )
1 ( 10.0 )	8 ( 80.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 10.0 )
- ( 0.0 )	7 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
1 ( 8.3 )	10 ( 83.3 )	1 ( 8.3 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )

令和2年度の1人当たりの時間外労働時間の実績				
0～200時間	200超～360時間	360超～500時間	500超～720時間	720時間超
573 ( 87.2 )	69 ( 10.5 )	11 ( 1.7 )	4 ( 0.6 )	- ( 0.0 )
1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
38 ( 76.0 )	10 ( 20.0 )	2 ( 4.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
103 ( 85.8 )	14 ( 11.7 )	3 ( 2.5 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
13 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
18 ( 64.3 )	6 ( 21.4 )	2 ( 7.1 )	2 ( 7.1 )	- ( 0.0 )
138 ( 84.1 )	22 ( 13.4 )	2 ( 1.2 )	2 ( 1.2 )	- ( 0.0 )
18 ( 85.7 )	2 ( 9.5 )	1 ( 4.8 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
5 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
12 ( 75.0 )	4 ( 25.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
39 ( 92.9 )	3 ( 7.1 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
23 ( 95.8 )	1 ( 4.2 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
22 ( 95.7 )	1 ( 4.3 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
85 ( 94.4 )	4 ( 4.4 )	1 ( 1.1 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
12 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
45 ( 95.7 )	2 ( 4.3 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )

第1図 年間休日日数(事業所)



第2図 年間休日日数(適用労働者)



第9表 年休・所定内労働時間(事業所平均)

産業別	年休の一人 平均付与日数 (日)	年休の一人 平均消化日数 (日)	年休の一人 平均消化率 (%)	1日の労働時間		1週の労働時間	
				(時間)	(分)	(時間)	(分)
全産業	16.7	8.0	47.9%	7	47	39	37
鉱業，採石業，砂利採取業	20.0	3.0	15.0%	7	0	40	0
建設業	17.5	8.0	45.5%	7	41	40	2
製造業	17.5	7.9	45.0%	7	44	39	34
電気・ガス・熱供給・水道業	20.0	8.9	44.5%	7	30	39	15
情報通信業	16.7	10.0	59.9%	7	42	37	43
運輸業，郵便業	15.7	7.0	44.7%	7	48	39	42
卸売業，小売業	16.9	7.6	45.1%	7	47	39	36
金融業，保険業	19.6	10.0	51.0%	7	37	38	12
不動産業，物品賃貸業	17.0	10.6	62.2%	7	51	39	4
学術研究，専門・技術サービス業	16.8	9.3	55.3%	7	48	39	46
宿泊業，飲食サービス業	12.0	5.4	45.3%	7	50	40	57
生活関連サービス業，娯楽業	16.8	7.8	46.4%	7	43	39	43
教育，学習支援業	17.2	9.2	53.8%	7	51	39	39
医療，福祉	16.4	9.2	55.9%	7	54	39	27
複合サービス事業	19.1	8.6	44.9%	7	43	38	39
サービス業（他に分類されないもの）	16.8	8.1	48.3%	7	45	39	28

第 10 表 育児休業制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	591 ( 82.7%)	543 ( 81.5%)	48 ( 98.0%)
子が1歳に達するまで	316 ( 44.2%)	294 ( 44.1%)	22 ( 44.9%)
子が1歳に達した以降も利用可能	275 ( 38.5%)	249 ( 37.4%)	26 ( 53.1%)
就業規則等への定めなし	124 ( 17.3%)	123 ( 18.5%)	1 ( 2.0%)
合 計	715 ( 100.0%)	666 ( 100.0%)	49 ( 100.0%)

第 11 表 育児休業の取得状況

集計対象事業所で令和元年度に出産または配偶者が出産した労働者数及びそのうち令和3年3月31日までに育児休業を取得した労働者数

	対象者数	取得者数	
男性	689 人	45 人	( 6.5%)
女性	513 人	483 人	( 94.2%)
合計	1,202 人	528 人	( 43.9%)

第 12 表 育児のための所定外労働の免除制度

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	474 ( 68.1%)	426 ( 65.9%)	48 ( 96.0%)
子が3歳に達するまで	291 ( 41.8%)	259 ( 40.1%)	32 ( 64.0%)
子が小学校入学前まで	155 ( 22.3%)	142 ( 22.0%)	13 ( 26.0%)
小学校入学後も利用可	28 ( 4.0%)	25 ( 3.9%)	3 ( 6.0%)
就業規則等への定めなし	222 ( 31.9%)	220 ( 34.1%)	2 ( 4.0%)
合 計	696 ( 100.0%)	646 ( 100.0%)	50 ( 100.0%)

第 13 表 育児のための短時間勤務制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	496 ( 70.9%)	448 ( 68.9%)	48 ( 96.0%)
子が3歳に達するまで	334 ( 47.7%)	303 ( 46.6%)	31 ( 62.0%)
子が小学校入学前まで	114 ( 16.3%)	106 ( 16.3%)	8 ( 16.0%)
小学校入学後も利用可	48 ( 6.9%)	39 ( 6.0%)	9 ( 18.0%)
就業規則等への定めなし	204 ( 29.1%)	202 ( 31.1%)	2 ( 4.0%)
合 計	700 ( 100.0%)	650 ( 100.0%)	50 ( 100.0%)

第 14 表 子の看護休暇制度について

項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	489 ( 69.1%)	441 ( 67.0%)	48 ( 96.0%)
小学校に入学するまで	434 ( 61.3%)	394 ( 59.9%)	40 ( 80.0%)
小学校に入学した後も利用可能	55 ( 7.8%)	47 ( 7.1%)	8 ( 16.0%)
就業規則等への定めなし	219 ( 30.9%)	217 ( 33.0%)	2 ( 4.0%)
合 計	708 ( 100.0%)	658 ( 100.0%)	50 ( 100.0%)

第 15 表 子の看護休暇の取得者数

	取得者数		
		5日未満	5日以上
男 性	85 人	75 人	10 人
女 性	406 人	343 人	63 人
合 計	491 人	418 人	73 人

第 16 表 介護休業制度及び介護休暇制度の就業規則等への規定状況、介護休業及び介護休暇制度の取得状況  
(集計対象事業所で令和 2 年度に介護休業を取得した労働者数)

項 目	事業所数	うち従業員数 100 人以下	うち従業員数 101 人以上
就業規則等への定めあり	578 ( 80.4%)	530 ( 79.1%)	48 ( 98.0%)
取得者数(人)	82	69	13
就業規則等への定めなし	141 ( 19.6%)	140 ( 20.9%)	1 ( 2.0%)
合 計	719 ( 100.0%)	670 ( 100.0%)	49 ( 100.0%)

第 17 表 高齢者の雇用制度の有無、雇用形態(複数回答)

( ) は%

区 分	高齢者 雇用制度 あり	人 数	65歳以降も継続して働いている雇用形態					
			正社員	パート、 アルバイト	関係先への 出向、転 籍、もしく は関係先で の再就職	業務委託	その他	
全産業	495 (67.2)	2,779	604	217 (43.8)	282 (57.0)	3 (0.6)	20 (4.0)	82 (16.6)
10～29人	324 (66.8)	975	388	165 (50.9)	173 (53.4)	1 (0.3)	10 (3.1)	39 (12.0)
30～49人	80 (72.7)	392	96	29 (36.3)	46 (57.5)	1 (1.3)	5 (6.3)	15 (18.8)
50～99人	52 (59.8)	403	68	14 (26.9)	34 (65.4)	1 (1.9)	5 (9.6)	14 (26.9)
100～299人	32 (72.7)	617	43	8 (25.0)	23 (71.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (37.5)
300人以上	7 (63.6)	392	9	1 (14.3)	6 (85.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (28.6)

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

「その他」の内容について

契約社員、嘱託社員、臨時職員など



第18表 兼業・副業について(複数回答)

①兼業・副業を認める制度を設けているか ②制度を設けている場合の理由

( )は%

規模別	兼業・副業を認める制度		労働者の自己実現 やキャリア形成など、社内では得られない知識、スキルを獲得できる	優秀な人材の 確保につながる	従業員の所得 増加の支援	その他
	制度を 設けている	制度を 設けていない				
全規模	108 ( 15.1 )	609 ( 84.9 )	23 ( 21.3 )	20 ( 18.5 )	73 ( 67.6 )	18 ( 16.7 )
10～29人	65 ( 13.8 )	405 ( 86.2 )	17 ( 26.2 )	13 ( 20.0 )	43 ( 66.2 )	10 ( 15.4 )
30～49人	16 ( 15.0 )	91 ( 85.0 )	2 ( 12.5 )	4 ( 25.0 )	11 ( 68.8 )	3 ( 18.8 )
50～99人	15 ( 17.6 )	70 ( 82.4 )	2 ( 13.3 )	1 ( 6.7 )	9 ( 60.0 )	4 ( 26.7 )
100～299人	10 ( 22.7 )	34 ( 77.3 )	2 ( 20.0 )	1 ( 10.0 )	9 ( 90.0 )	1 ( 10.0 )
300人以上	2 ( 18.2 )	9 ( 81.8 )	- ( 0.0 )	1 ( 50.0 )	1 ( 50.0 )	- ( 0.0 )

「その他」の内容について

「国がすすめるので従った方が現代的に良いと思ったため」「余暇の有効活用」  
 「当社が副業目的な職種のため」「農業に関わること」「コロナ感染症の影響により休業が続いた為」  
 「他大学の非常勤講師等、大学間の相互協力等のため」など

③どのような条件で認めているか

( )は%

規模別	業務に支障が 生じない	労働時間を含め労働者の健康に問題 がない	秘密保持義務の 遵守	同一業務の 就業禁止	その他
全規模	99 ( 91.7 )	64 ( 59.3 )	53 ( 49.1 )	32 ( 29.6 )	12 ( 11.1 )
10～29人	58 ( 89.2 )	34 ( 52.3 )	28 ( 43.1 )	16 ( 24.6 )	7 ( 10.8 )
30～49人	16 ( 100.0 )	11 ( 68.8 )	8 ( 50.0 )	4 ( 25.0 )	1 ( 6.3 )
50～99人	14 ( 93.3 )	9 ( 60.0 )	8 ( 53.3 )	7 ( 46.7 )	4 ( 26.7 )
100～299人	9 ( 90.0 )	8 ( 80.0 )	8 ( 80.0 )	5 ( 50.0 )	- ( 0.0 )
300人以上	2 ( 100.0 )	2 ( 100.0 )	1 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )

「その他」の内容について

「会社への届け出」「臨時職員、嘱託職員のみ」「他会社の役員禁止、営利目的の業務禁止」  
 「名誉や信用を損なう行為や信頼関係を壊すような行為がない」など

第19表 テレワークについて実施した割合(複数回答)

①テレワークの実施について(実施企業数)

( )は%

産業別	規模別	全規模	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
全産業		175 ( 24.4 )	93 ( 19.7 )	28 ( 26.2 )	28 ( 32.9 )	19 ( 43.2 )	7 ( 63.6 )
鉱業, 採石業, 砂利採取業		0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
建設業		12 ( 20.7 )	8 ( 16.7 )	2 ( 28.6 )	0 ( 0.0 )	2 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )
製造業		29 ( 22.5 )	11 ( 14.3 )	5 ( 20.8 )	5 ( 33.3 )	4 ( 44.4 )	4 ( 100.0 )
電気・ガス・熱供給 ・水道業		0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
情報通信業		11 ( 84.6 )	4 ( 66.7 )	3 ( 100.0 )	4 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
運輸業, 郵便業		1 ( 3.3 )	1 ( 5.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
卸売業, 小売業		50 ( 27.8 )	27 ( 21.4 )	9 ( 36.0 )	8 ( 42.1 )	6 ( 66.7 )	0 ( 0.0 )
金融業, 保険業		9 ( 45.0 )	9 ( 60.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
不動産業, 物品賃貸業		2 ( 33.3 )	2 ( 33.3 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
学術研究, 専門・ 技術サービス業		8 ( 50.0 )	6 ( 54.5 )	1 ( 25.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	0 ( 0.0 )
宿泊業, 飲食 サービス業		4 ( 7.1 )	3 ( 7.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 25.0 )	0 ( 0.0 )
生活関連サービス 業, 娯楽業		4 ( 15.4 )	1 ( 5.6 )	1 ( 33.3 )	2 ( 40.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
教育, 学習支援業		12 ( 50.0 )	4 ( 28.6 )	2 ( 100.0 )	4 ( 66.7 )	1 ( 100.0 )	1 ( 100.0 )
医療, 福祉		14 ( 14.6 )	8 ( 13.6 )	4 ( 22.2 )	1 ( 7.7 )	1 ( 20.0 )	0 ( 0.0 )
複合サービス事業		3 ( 23.1 )	0 ( 0.0 )	1 ( 33.3 )	2 ( 50.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
サービス業(他に分類 されないもの)		16 ( 32.7 )	9 ( 39.1 )	0 ( 0.0 )	2 ( 22.2 )	3 ( 33.3 )	2 ( 66.7 )

※端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

## ②テレワーク実施の理由

### ・業種別

( )は%

産業別	制度別	新型コロナ対策で、従業員間の接触をできるだけ回避するため	生産性の向上のため	人材確保、離職防止のため	従業員の働きやすい環境をつくるため	その他
全産業		167 ( 95.4 )	13 ( 7.4 )	2 ( 1.1 )	43 ( 24.6 )	6 ( 3.4 )
鉱業、採石業、砂利採取業		- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
建設業		11 ( 91.7 )	1 ( 8.3 )	- ( 0.0 )	2 ( 16.7 )	1 ( 8.3 )
製造業		28 ( 96.6 )	2 ( 6.9 )	- ( 0.0 )	7 ( 24.1 )	- ( 0.0 )
電気・ガス・熱供給・水道業		- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
情報通信業		11 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	4 ( 36.4 )	- ( 0.0 )
運輸業、郵便業		1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )
卸売業、小売業		49 ( 98.0 )	4 ( 8.0 )	- ( 0.0 )	14 ( 28.0 )	2 ( 4.0 )
金融業、保険業		9 ( 100.0 )	1 ( 11.1 )	- ( 0.0 )	1 ( 11.1 )	- ( 0.0 )
不動産業、物品賃貸業		1 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 50.0 )	1 ( 50.0 )
学術研究、専門・技術サービス業		8 ( 100.0 )	1 ( 12.5 )	1 ( 12.5 )	2 ( 25.0 )	- ( 0.0 )
宿泊業、飲食サービス業		4 ( 100.0 )	1 ( 25.0 )	1 ( 25.0 )	1 ( 25.0 )	- ( 0.0 )
生活関連サービス業、娯楽業		4 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 25.0 )	- ( 0.0 )
教育、学習支援業		11 ( 91.7 )	1 ( 8.3 )	- ( 0.0 )	2 ( 16.7 )	1 ( 8.3 )
医療、福祉		11 ( 78.6 )	1 ( 7.1 )	- ( 0.0 )	4 ( 28.6 )	1 ( 7.1 )
複合サービス事業		3 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
サービス業(他に分類されないもの)		16 ( 100.0 )	1 ( 6.3 )	- ( 0.0 )	3 ( 18.8 )	- ( 0.0 )

### ・規模別

( )は%

産業別	制度別	新型コロナ対策で、従業員間の接触をできるだけ回避するため	生産性の向上のため	人材確保、離職防止のため	従業員の働きやすい環境をつくるため	その他
全規模		167 ( 95.4 )	13 ( 7.4 )	2 ( 1.1 )	43 ( 24.6 )	6 ( 3.4 )
10~29人		88 ( 94.6 )	6 ( 6.5 )	2 ( 2.2 )	27 ( 29.0 )	3 ( 3.2 )
30~49人		26 ( 92.9 )	4 ( 14.3 )	- ( 0.0 )	6 ( 21.4 )	1 ( 3.6 )
50~99人		27 ( 96.4 )	1 ( 3.6 )	- ( 0.0 )	4 ( 14.3 )	1 ( 3.6 )
100~299人		19 ( 100.0 )	2 ( 10.5 )	- ( 0.0 )	5 ( 26.3 )	1 ( 5.3 )
300人以上		7 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 14.3 )	- ( 0.0 )

### 「その他」の内容について

「研修会のみで業務では行っていない」「家族に熱が出た人がいる時」

「産休前の女性社員の体調不良時」

「新型コロナ対策で学生・教職員の接触をできるだけ回避するため、遠隔授業の実施」など

### ③テレワークを実施しない理由

#### ・業種別

( )は%

産業別	制度別 テレワークを導入する業務が少ない、もしくは無いため	実際に顔を合わせて仕事をした方が効率的なため	多額の費用がかかるため	経営者、もしくは従業員の理解を得ることが難しいため	実際にどのようなことをすればよいか分からないため	その他
全産業	462 ( 85.1 )	35 ( 6.4 )	21 ( 3.9 )	5 ( 0.9 )	8 ( 1.5 )	16 ( 2.9 )
鉱業、採石業、砂利採取業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
建設業	41 ( 89.1 )	4 ( 8.7 )	1 ( 2.2 )	- ( 0.0 )	1 ( 2.2 )	- ( 0.0 )
製造業	85 ( 85.0 )	4 ( 4.0 )	3 ( 3.0 )	1 ( 1.0 )	1 ( 1.0 )	2 ( 2.0 )
電気・ガス・熱供給・水道業	1 ( 100.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
情報通信業	1 ( 50.0 )	1 ( 50.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
運輸業、郵便業	25 ( 86.2 )	1 ( 3.4 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 3.4 )
卸売業、小売業	108 ( 83.1 )	12 ( 9.2 )	5 ( 3.8 )	2 ( 1.5 )	3 ( 2.3 )	3 ( 2.3 )
金融業、保険業	9 ( 81.8 )	- ( 0.0 )	1 ( 9.1 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	2 ( 18.2 )
不動産業、物品賃貸業	4 ( 100.0 )	1 ( 25.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
学術研究、専門・技術サービス業	7 ( 87.5 )	3 ( 37.5 )	2 ( 25.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 12.5 )
宿泊業、飲食サービス業	46 ( 88.5 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 1.9 )	1 ( 1.9 )
生活関連サービス業、娯楽業	20 ( 90.9 )	2 ( 9.1 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 4.5 )	- ( 0.0 )
教育、学習支援業	8 ( 66.7 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
医療、福祉	68 ( 82.9 )	4 ( 4.9 )	5 ( 6.1 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	2 ( 2.4 )
複合サービス事業	9 ( 90.0 )	1 ( 10.0 )	2 ( 20.0 )	1 ( 10.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 10.0 )
サービス業(他に分類されないもの)	29 ( 87.9 )	2 ( 6.1 )	2 ( 6.1 )	1 ( 3.0 )	1 ( 3.0 )	3 ( 9.1 )

#### ・規模別

( )は%

産業別	制度別 テレワークを導入する業務が少ない、もしくは無いため	実際に顔を合わせて仕事をした方が効率的なため	多額の費用がかかるため	経営者、もしくは従業員の理解を得ることが難しいため	実際にどのようなことをすればよいか分からないため	その他
全規模	462 ( 85.1 )	35 ( 6.4 )	21 ( 3.9 )	5 ( 0.9 )	8 ( 1.5 )	16 ( 2.9 )
10～29人	322 ( 85.2 )	26 ( 6.9 )	13 ( 3.4 )	4 ( 1.1 )	6 ( 1.6 )	10 ( 2.6 )
30～49人	67 ( 84.8 )	3 ( 3.8 )	3 ( 3.8 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	2 ( 2.5 )
50～99人	48 ( 84.2 )	4 ( 7.0 )	3 ( 5.3 )	1 ( 1.8 )	2 ( 3.5 )	3 ( 5.3 )
100～299人	22 ( 88.0 )	2 ( 8.0 )	2 ( 8.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
300人以上	3 ( 75.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 25.0 )

#### 「その他」の内容について

「交代制勤務およびサテライトオフィスにて対応」

「設備が整っていない」

「個人情報等の流出など、情報セキュリティに関する不安」

「仕事がないので休業」

「製造ラインのデジタル化が進んでいないため」など

第20表 職場におけるパワハラ・セクハラ防止について(複数回答)

産業別	制度別	パワハラ、セクハラの内容、これらを行ってはいけない旨などの方針の策定	パワハラ、セクハラ行為者に対する対処方針を就業規則等に明記	従業員に対する相談窓口の設置	管理職や従業員への啓発のために、研修などを実施	その他	何も実施していない。
			278 ( 37.7 )	341 ( 46.3 )	282 ( 38.3 )	134 ( 18.2 )	27 ( 3.7 )
10～29人		148 ( 30.5 )	198 ( 40.8 )	138 ( 28.5 )	72 ( 14.8 )	19 ( 3.9 )	145 ( 29.9 )
30～49人		45 ( 40.9 )	48 ( 43.6 )	42 ( 38.2 )	14 ( 12.7 )	5 ( 4.5 )	28 ( 25.5 )
50～99人		49 ( 56.3 )	56 ( 64.4 )	59 ( 67.8 )	28 ( 32.2 )	3 ( 3.4 )	8 ( 9.2 )
100～299人		30 ( 68.2 )	31 ( 70.5 )	33 ( 75.0 )	15 ( 34.1 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )
300人以上		6 ( 54.5 )	8 ( 72.7 )	10 ( 90.9 )	5 ( 45.5 )	- ( 0.0 )	1 ( 9.1 )

( )は%

「その他」の内容について

- 「パワハラ、セクハラがあればその場で注意」「事案があれば弁護士をたてることにしている」
- 「定期的な面談の実施」「コミュニケーションを持つ」
- 「セクハラのみ実施」「親会社からの防止策等の周知、共有」
- 「コンプライアンス委員会を設置している」
- 「会議等で話し合い」「業種が運送業のため、ほとんどの社員が外出するので、朝礼等で」
- 「周りの声を聞き、注意する」「パンフレット等の設置、ポスターの掲示」「冊子の配布」「アンケート調査」
- 「そういう事があつたら直接本人に戒告」など

調査票

**秘 賃金等労働条件実態調査票**

(令和3年7月31日現在)

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部労働企画課  
《問い合わせ先》  
一般財団法人 北国総合研究所  
TEL (076) 263-2266  
FAX (076) 263-2376  
Mail office@hokoku-souken.jp

この調査は、賃金等労働条件の実態を把握し、企業の経営、労務管理の指標とするものです。  
統計以外の目的に使用したり、調査内容を他にもしたりすることはありませんから、ありのままを記入してください。  
なお※は記入しなくても構いません。  
返送は11月12日までにお願いします。

基本給(給)  
基本給、本給、年齢給、学歴給、勤続及び経験給、技能給、職務給等を含む。

役員給及び管理職手当  
特別勤務手当  
(特殊作業手当等を含む)

標準手当  
生業額給金、生業手当、販売額給金、歩合給等を含む。

精算手当  
家族手当  
住居手当  
物類手当

時間外勤務手当  
休日出勤手当  
休日手当  
その他

基本内賃金  
手当部門

現金給与総額(賃金支給額)  
基本外賃金

1 新規学校卒業者の初任給および学歴別・職種別賃金について

※「管理・事務・販売」、「生産・技術等」の区分については実際の業務内容により近いと思われるように記入をお願いします。  
基準賃金(右上の表参照)のうち、通勤手当を差し引いた額を記入してください。

(単位:100円)

年齢	性別	高 校 卒 (中学卒含む)				短 大 ・ 専 門 学 校 ・ 高 専 卒				大 学 卒				大 学 院 卒			
		管理・事務・販売		生産・技術等		管理・事務・販売		生産・技術等		管理・事務・販売		生産・技術等		管理・事務・販売		生産・技術等	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
25	初任給	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
30																	
35																	
40																	
45																	
50																	
55																	
60																	
65																	

(※)単位は100円です。100円未満は四捨五入してください。

①初任給の欄は、本年度採用がなくても新規採用したとすればいくらかを男女とも男性の欄に記入してください。

②賃金の欄は、左隣の年齢に当たる正社員の賃金を記入してください(役員、パート等は除く)例:25歳は該当するが、26歳は該当しないので記入しない。(役員は除く)

・該当者が複数あるときは、より平均的な方を記入してください。

2. 所定内労働時間について

1日の所定内労働時間	1週の所定内労働時間

※所定内労働時間とは、始業時間から就業時間までの時間から、狂休み等の休憩時間を除いた時間です。(就業規則等に記載されています)

3. 時間外労働時間について

- (1) 時間外労働に関して、労働協定(36協定)を締結していますか。あてはまる番号に○をつけてください

締結している	特別条項付きの協定を締結している※	締結していない
1	2	3

※法律上、時間外労働の上限は原則、月45時間・年360時間となっており、臨時的な特別な事業があつて、労働間で合意する場合には、これを超えることができます。

- (2) (1)で②に○をつけた方はご回答をお願いします。  
特別条項付きの協定に定めている1年間の時間外労働時間に該当する番号に○をつけてください。  
※職種等によって異なる場合には、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。

1	300～500時間
2	500超～720時間
3	720時間超
4	定めていない
5	その他( )

- (3) 令和2年度の1人当たり時間外労働時間の実績を記入してください。  時間

4. 休日・休暇について

- (1) 令和2年度中に、何日の休日・休暇がありましたか(年次有給休暇を除く)  日  
※職種等によって異なる場合には、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。

- (2) 年次有給休暇(繰り越し)日数は含めなくてください

①1年の年次有給休暇の付与日数は何日ですか(1人当たり)  日

②1年の年次有給休暇の消化日数は何日ですか(1人当たり)  日

5. 介護休業制度について

- (1) 介護に係る休業・休暇制度を就業規則等に定めていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

定めている	定めていない
1	2

- (2) (1)で①に○をつけた方はご回答をお願いします。  
令和2年度中に(1)の制度を利用した者は何人いますか(延べ人数)  人

7. 高齢者の雇用について

- (1) 従業員を65歳以降も継続して雇用できる制度を設けていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

制度を設けている	設けていない
1	2

- (2) 上記(1)で「1」に○をつけた方について

①65歳以降も継続して働いている方は何人いますか。(令和2年度中)  人

②具体的にどのような雇用形態で働きつけていますか。あてはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

1	正社員
2	パート、アルバイト
3	関係先への出向、転籍、もしくは関係先での再就職
4	業務委託
5	その他( )

8. 兼業・副業について

- (1) 従業員に対し、兼業・副業を認める制度を設けていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

制度を設けている	設けていない
1	2

- (2) 上記で「1」に○をつけた方について

①具体的にどのような理由で認めていますか。あてはまる番号に○をつけてください(複数回答可)

1	労働者の自己実現やキャリア形成など、社内では得られない知識、スキルを獲得できる
2	優秀な人材の確保につながる
3	従業員の所得増加の支援
4	その他( )

②具体的にどのような条件で認めていますか。あてはまる番号に○をつけてください(複数回答可)

1	業務に支障が生じない
2	労働時間を含め労働者の健康に問題がない
3	秘密保持義務の遵守
4	同一業務の就業禁止
5	その他( )

6. 育児休業制度等について

- (1) 育児休業制度を就業規則に定めていますか。また、定めている場合、取得できる子の年齢を何歳までとしていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

就業規則等に定められている		定めなし
子が1歳に達するまで	子が1歳に達した以降も利用可能	
1	2	3

※育児休業制度は、原則として1歳までの子を養育するために労働者が取得できる休業制度をいい、労働基準法上の産前産後休業、育児期間とは別制度です。

- (2) 出産した者及び配偶者が出産した者は何人いますか。またこのうち育児休業を取得した者は何人いますか。

①平成31年4月1日～令和2年3月31日までの出産者数(配偶者が出産した男性含む)	女性	人	男性	人
②上記のうち、令和3年3月31日までに育児休業を開始した者の数	女性	人	男性	人

- (3) 子の看護休暇制度を就業規則等に定めていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

就業規則等に定められている		定めなし
子が小学校に入学するまで	小学校入学後も利用可	
1	2	3

- (4) 子の看護休暇を取得した者は何人ですか。(令和2年度中)

	5日以下	5日を超えた日数	合計
女性	人	人	人
男性	人	人	人

- (5) 育児のための所定外労働の免除制度や、短時間勤務制度について、就業規則等で定めていますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	就業規則等に定められている			定めなし
	子が3歳に達するまで	子が小学校入学前まで	小学校入学後も利用可	
①所定外労働の免除制度について	1	2	3	4
②短時間勤務制度について	1	2	3	4

9. テレワークについて

- (1) 令和2年度中に、テレワークを実施しましたか。あてはまる番号に○をつけてください。

実施した	実施していない
1	2

- (2) 上記(1)で「1」に○をつけた方についてお聞きします。  
どのような理由でテレワークを実施しましたか。あてはまる番号に○をつけてください(複数回答可)

1	新型コロナ対策で、従業員間の接触をできるだけ回避するため
2	生産性の向上のため
3	人材確保、離職防止のため
4	従業員の働きやすい環境をつくるため
5	その他( )

- (3) 上記(1)で「2 実施していない」と回答した方についてお聞きします。どのような理由でテレワークを実施しなかったのか、あてはまる番号に○をつけてください(複数回答可)

1	テレワークを導入する業務が少ない、もしくは無いため
2	実際に顔を合わせて仕事をされた方が効率的なため
3	多額の費用がかかるため
4	経営者、もしくは従業員の理解を得ることが難しいため
5	実際にどのようなことをすればよいか分からないため
6	その他( )

10. 職場におけるパワハラ、セクハラ等の防止について

- (1) 職場におけるパワハラ、セクハラ等の防止のために取り組んでいる内容について、該当する番号に○をつけてください。(複数回答可)

1	パワハラ、セクハラの内容、これらを行ってはいけない旨などの方針の策定
2	パワハラ、セクハラ行為者に対する対処方針を就業規則等に明記
3	従業員に対する相談窓口の設置
4	管理職や従業員への啓発のために、研修などを実施
5	その他( )
6	何も実施していない。

# 石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

令和4年3月 発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076-225-1531 FAX：076-225-1534

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html>

# 石川県職業能力開発プラザ

「働きたい人」「働く人」を応援します

- ・職業能力開発・労働問題・労務管理の相談
- ・内職情報のご案内
- ・総合労働相談会を毎月第3水曜日 13:30～16:00 に開催

## ホームページ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

## 携帯サイト

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/index.html>

## E-mail

pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



〒920-0862 金沢市芳斉1丁目15番15号

Tel. 076-261-1400(代) Fax. 076-261-1402

●JR金沢駅兼六園口より徒歩約8分 ●北鉄「三社」バス停より徒歩1分

開所日時 月～金 8:30～17:00 (土・日・祝・年末年始除く)